

羽島市公園美化管理活動報奨金フロー

※各書類は実施公園毎に作成すること。

① 3月中 市へ次年度の公園美化管理活動計画承認申請書（第1号様式）を提出。



② 4月上旬 市から公園美化管理活動計画承認・不承認決定通知書(第2号様式)を発送。



③ 4月～ 申請した計画に基づき公園美化管理活動の実施。(毎月1回以上)。



④ 9月中 4月～9月までの実績報告書と請求書、委任状を提出。

【提出書類】 公園美化管理活動実績報告書（第3号様式） 1枚、別紙2枚（前期分）
請求書（第4号様式） 1枚
委任状は申請者と振込口座の名義人が異なる場合に必要。



⑤ 10月 前期分の報奨金の支払い。

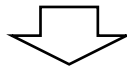


⑥ 3月中 10月～3月までの実績報告書と請求書、委任状の提出。次年度も活動を継続する場合は、次年度の公園美化管理活動計画承認申請書（第1号様式）を提出。

【提出書類】 公園美化管理活動実績報告書（第3号様式） 1枚、別紙2枚（後期分）
請求書（第4号様式） 1枚
委任状は申請者と振込口座の名義人が異なる場合に必要。
公園美化管理活動計画承認申請書（第1号様式） 1枚



⑦ 4月 後期分の報奨金の支払い。



以下、毎年②～⑦の繰り返し。

⑧ 随時 年度途中の開始については活動開始月の前月の15日前までに公園美化管理活動計画承認申請書（第1号様式）を提出。
年度途中で活動を辞退する場合は活動実施までの実績報告書、請求書、委任状と合わせて公園美化管理活動辞退届（第5号様式）を提出。